

指定介護予防支援事業

重 要 事 項 説 明 書

舟橋村地域包括支援センター

当事業所は、介護保険の指定を受けています。
(中新川広域行政事務組合指定 事業者番号 1601600040)

指定介護予防支援の提供の開始に当たり、厚生労働省令第37号（平成18年3月）の規定に基づき、次のとおり説明します。

当事業所の利用は、原則として、要介護認定の結果「要支援1」「要支援2」と認定された方もしくは「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象と認定された方が対象となります。

1. 事業者

法人名 社会福祉法人 舟橋村社会福祉協議会
住 所 富山県中新川郡舟橋村仏生寺55番地
電 話 076-464-1847
FAX 076-464-1558
代表者名 理事長（会長） 綿引 正則
法人種別 社会福祉法人
運営主体の開設年月 平成12年3月

2. ご利用の事業所

事業所の名称 舟橋村地域包括支援センター
事業所の所在地 富山県中新川郡舟橋村仏生寺55番地
管理者氏名 細川 智子
電 話 076-464-1847
FAX 076-464-1558
介護保険の指定番号 1601600040
指 定 年 月 日 平成22年4月1日

3. 事業の目的

利用者が可能な限り住み慣れた地域において、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防支援に努めることを目的としています。

4. 運営の方針

- ・介護予防支援は、介護保険法の理念に沿ったものとします。
- ・利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように支援します。
- ・利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることがないように公正中立に行います。
- ・事業の運営にあたっては、保険者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携に努めます。

5. 職員の配置

職 種	常 勤	合 計
管理者(主任介護支援専門員)	1(兼務)	1
社会福祉士	3(兼務)	3
看護師	1(兼務)	1
生活支援コーディネーター（社会福祉士）	1(兼務)	1

6. 営業日、営業時間

- ・営業日は、毎週月曜日から金曜日までとします。ただし、祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始を除きます。
- ・営業時間は午前8時30分から午後5時15分までとします。

7. 介護予防支援提供方法及び内容

- ・利用者の有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように総合的に支援を行います。
- ・認定調査結果及び主治医意見書を入手（要支援1要支援2と認定された方のみ）し、利用者の基本情報を確認した後、利用者宅を訪問し、所定の解決すべき課題の把握（以下、「アセスメント」という。）事項により利用者及び家族に対しアセスメントを行い、支援ニーズの特定及び課題の分析をおこないます。
- ・アセスメント結果等を基に、支援内容について利用者及び家族と調整し、合意した内容に基づき介護予防サービス計画書原案を作成します。
- ・介護予防サービス計画書原案作成後に、サービス担当者会議を開催します。
- ・介護予防サービス計画書原案の内容を利用者及び家族に説明し、同意を得ます。
- ・利用者及びサービス担当者に介護予防サービス計画書を提供します。
- ・3ヶ月に1回以上利用者宅を訪問し、計画の実施状況の把握を行います。その際に、サービス内容及びそれに伴う効果が適切か否かを確認し、必要があれば計画を見直します。
- ・計画の達成状況についての評価を行います。
- ・利用者が、病院等に入院する必要が生じた場合には、病院等と情報共有や連携を図ることで退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えてくださるよう願います。

8. 利用料金

介護予防支援（介護予防サービス計画書作成等）に関する利用料金について、基本的に利用者の自己負担はありません。

9. 介護予防支援の委託の有無及び委託先の居宅介護支援事業者

委 託 有

委託先

社会福祉法人 中新川福祉会 ふなはし荘居宅介護支援事業所
（〒930-0282 中新川郡舟橋村舟橋58-1 電話462-9888）

有限会社 ウェルカム やまやまハウス居宅介護支援事業所
（〒930-0362 中新川郡上市町稗田13-16番地 電話080-4256-8500）

10. 事故発生時の対応

指定介護予防支援の提供により、事故が発生した場合、担当職員は、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に連絡します。

11. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます

- ・研修等を通じて、人権意識の向上や、対人援助に関する知識・技術の向上に努めます。また支援を行うために相談できる体制を整えるほか、利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます
- ・虐待防止のための対策を検討する会議を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底します
- ・利用者等に対する高齢者虐待に相当する行為やそのおそれのある状態を知った場合には、関係機関と連携し、その解決のための必要な措置を講じます

12. 感染症の予防及びまん延防止

感染症の発生とまん延を防止するため必要な措置を講じます。

- ・感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する会議を開催し、その結果について職員に周知徹底します

13. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生でもご利用者への居宅介護を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- ・事業所内で業務継続計画を周知すると共に研修及び訓練を定期的実施します
- ・定期的に業務継続計画を見直し必要時には変更します

14. 秘密の保持及び個人情報の保護について

事業に従事した者は、業務上知り得た利用者及び家族に関する秘密を在職中及び退職後においても正当な理由なく、他にもらしません。

ただし、サービスの質の向上を目的とした、サービス担当学会議及び第三者評価機関による審査等のために、利用者及び家族の個人情報を利用する場合は、あらかじめ、個人情報利用同意書により同意を得ます。

15. 介護予防支援業務に関する相談・苦情窓口について

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

(1) 舟橋村地域包括支援センターの窓口

相談受付担当者	細 川 智 子	対応時間	月曜日～金曜日 8：30～17：00 (ただし祝祭日及び12月29日～1月3日を除く)
電話番号	076-464-1847	FAX 番号	076-464-1558

(2) 行政機関その他苦情受付機関

舟橋村役場 健康福祉課	所 在 地	富山県中新川郡舟橋村仏生時55番地
	電話番号	076-464-1121
中新川広域行政事務組合	所 在 地	富山県中新川郡舟橋村国重242番地
	電話番号	076-464-1316
富山県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口	所 在 地	富山県富山市下野字豆田995番地の3
	電話番号	076-431-9833
富山県高齢福祉課	所 在 地	富山県富山市新総曲輪1-7
	電話番号	076-431-4111

【説明確認・同意欄】

私は、本書面に基づいて舟橋村地域包括支援センターの職員（ ）から
重要事項の説明を受けたことを確認し、介護予防支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者・住 所 _____

氏 名 _____

上記代理人（代理人を選任した場合）

住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____

電 話 _____